

一般社団法人名古屋ビルディング協会 代議員選挙管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ビルディング協会連合会(以下「連合会」という。)の代議員を一般社団法人名古屋ビルディング協会(以下「本会」という。)からの選出に関し必要な事項を定め、代議員の公正な選出に必要な手続きの明確化を図ることを目的とする。

(選挙管理委員)

第2条 本会は、代議員を公正に選挙するため、選挙管理委員を設けるものとする。
2 選挙管理委員は、理事会において選任する。

(選出方法)

第3条 代議員選挙は、4年毎(以下「選挙実施年」という。)に実施する。
2 本会は所属の正会員に対して、選挙実施年の4月15日までに代議員の立候補者を募集し、候補者を確定するものとする。
3 代議員の選出は選挙実施年の5月末日までに投票により行い、本会は代議員候補者が獲得した投票数の多い者から順に本会の代議員定数枠までの順位の候補者を本会選出の代議員として確定するものとする。
4 代議員が辞任、退会又は死亡したときは、可及的速やかに後任者を選挙により選出するものとする。

(代議員名簿)

第4条 本会は、選出した代議員をすみやかに連合会に届出て、連合会に備える代議員名簿に必要事項を登載するものとする。

附 則

- 1.この規程は平成24年5月1日より施行する。
- 2.第2条2項選挙管理委員を事務局長とする(平成24年4月13日理事会決議)
- 3.この規定施行時の団体属性は「社団法人」であったが、「社団法人」を「一般社団法人」に読替える(平成25年4月11日理事会決議)